（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の項中「（第八十八条を除く。）」を削る。

（農業災害補償法の一部改正）

第十条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条第二項中「第百三十八条の二十二第一項」を「第百三十七条第一項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第五号、第二百九十六条第一項第二号及び第三百四十八条第四項中「、漁船保険中央会」を削る。

（所得税法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中

漁船保険組合 漁船保険中央会	を「漁船保険組合」に改める。

一　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一

二　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二

三　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第三第一号の表

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十三条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条第五項中「普通保険等再保険事業（」を削り、」の第二条第三号」を」の第二条第二号」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。第百二十九条第四項第一号において同じ。）及び同法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第百二十九条第四項第一号中「普通保険等再保険事業」を「漁船再保険事業」に改める。

附則第四十二条から第四十七条までを次のように改める。

第四十二条から第四十七条まで　削除

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧漁損法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業及び附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧給与保険法第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、特別会計に関する法律第百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の同法（以下この条において「新特別会計法」という。）第百二十七条第四項及び第六項、第百二十九条第四項、第百三十四条第一項並びに第百三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、新特別会計法第百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業（漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号。以下このイにおいて「改正法」という。）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。以下この節において同じ。）及び漁船乗組員給与保険再保険事業（改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業をいう。以下この節において同じ。）」と、同項第二号イ及びハ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」と、同条第六項第二号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業」と、新特別会計法第百二十九条第四項第二号、第百三十四条第一項第二号並びに第百三十六条第三項第二号及び第四項第二号中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」とする。

（民法の一部改正）

第十五条　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百五十一条のうち漁船損害等補償法第百三十八条の二十二第二項の改正規定中「第百三十八条の二十二第二項」を「第百三十七条第二項」に改める。

第二百五十二条中「第百三十八条の二十二第二項」を「第百三十七条第二項」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十六条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号中「、漁船乗組員給与保険」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第十七条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**
内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十号

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　拠出金の納付及び再処理等の実施

第一節　拠出金の納付（第四条―第八条）

第二節　再処理等の実施（第九条）